

◎非課税に該当する方のみ記入

児童福祉法に係る小児慢性特定疾病医療費支給認定
における自己負担上限額の決定に関する申告書

船橋市長 あて

小児慢性特定疾病医療費支給認定において、自己負担上限額（月額）は、所得状況に基づき決定されることは了承しており、特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付（※1）を受けていないことを申告します。（※2）

令和 年 月 日

(受診者) 住所

氏名

(申請者※3) 住所

氏名

受診者との続柄

【留意事項】

※1 特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付とは、

- ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当、福祉手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
 - ・障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金（国民年金法）
 - ・障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金（厚生年金法）
 - ・障害年金、障害手当金（船員保険法）
 - ・職域加算額のうち障害又は死亡を給付事由とするもの（改正前国共済法、改正前地共済法）
 - ・年金である給付のうち障害又は死亡を給付事由とするもの（改正前国共済法、改正前地共済法、改正前私学共済法）
 - ・障害共済年金及び遺族共済年金及び障害一時金（改正前国共済法、改正前地共済法）
- ※2 4年に共済法は廃止され、厚生年金法に一元化（平成二十四年一元化法）
- ・障害共済年金（移行農林共済年金）、障害年金、特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの（移行農林年金）
 - ・障害補償給付及び障害給付（労働者災害補償保険法）
 - ・特別障害給付金（特別障害給付金の支給に関する法律）
 - ・障害補償等（国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法及び同法に基づく条例の規定）

※2 なお、虚偽の申告を行った場合、児童福祉法第19条の6第1項第3号により支給認定が取り消される場合があります。また、児童福祉法第57条の2第3項により支給した特定医療費を徴収する場合があります。

※3 支給認定申請書の申請者欄に記載されている方と同一となります。